山梨県内の記録保存のための埋蔵文化財発掘調査に係る民間調査組織の 利用における調査主体者及び発掘担当者の審査基準

平成28年4月1日 山梨県教育委員会

- 1 趣旨
- 2 調査主体者
- 3 発掘担当者
- 4 県教育委員会による審議と回答
- 5 その他

# 1 趣旨

この基準は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)及び「山梨県教育委員会埋蔵文化財事務取扱要項」(平成19年4月1日施行。以下「県埋文要項」という。)に基づき、山梨県内で行われる埋蔵文化財の記録保存のための発掘調査について、民間調査組織の利用における調査主体及び発掘調査担当者の適否を県教育委員会が審査・判断するにあたって必要な事項を定めるものとする。

## 2 調査主体者

調査主体者となる調査組織は、次に掲げる全ての事項に該当すること。

- (1) 計画されている発掘調査(現地における発掘調査作業から発掘調査報告書刊行までの全てを指す。以下同じ)を適切に実施し、完了させることができる専門的な能力と実績をもっていること。
- (2) 発掘調査の成果や結果を正当に評価・公表でき、その保護や活用の意義を十分に 理解し適切に対応できること。
- (3) 地域等を問わず、過去に実施した発掘調査について、その発掘調査報告書を適切に遅滞なく作成していること。
- (4) 過去に業務一般に係る違法行為、犯罪行為、不良行為を行っていないこと。

## 3 発掘担当者

発掘担当者は、次に掲げる全ての事項に該当すること。

(1) 計画されている発掘調査を適切に実施し、完了させることができる専門的な能力 と経験をもっている者であること。

具体的には、次のいずれかの条件を満たす者であること。

- ア 大学(4年制)若しくは大学院で考古学を専攻し卒業(修了)した場合 卒業(修了)後に、調査(補助)員として実質2ヵ年以上の発掘調査経験が あり、かつ2遺跡以上の発掘調査報告書の執筆歴を有するか、または1遺跡以 上の発掘調査報告書と1編以上の考古学・埋蔵文化財に関わる研究論文の執筆 歴を有すること。
- イ 大学(4年制)若しくは大学院で考古学を専攻し卒業(修了)していない場合 アと同等の能力・経験を有すること。

なお、ア、イとも発掘調査報告書の執筆歴には部分執筆や概報執筆は含まないものとする。

- (2) 発掘調査の成果や結果を正当に評価・公表でき、その保護や活用の意義を十分に 理解し適切に対応できる者であること。
- (3) 過去に発掘調査を担当した遺跡の発掘調査報告書を適切に遅滞なく作成している者であること。
- (4) 過去に業務一般に係る違法行為、犯罪行為、不良行為を行っていないこと。

#### 4 県教育委員会による審査と回答

山梨県内で行われる埋蔵文化財の記録保存のための発掘調査の実施を希望する者がある場合、県教育委員会は上記2、3の要件に基づき、その調査主体となる組織及び調査担当者の適否を審査し、その結果を当該民間調査組織に回答する。

## 5 その他

この基準に定めのないことについては、市町村教育委員会と協議の上で県教育委員会が これを定める。

また、この基準について、社会情勢の変化等によって内容等を見直す必要が生じた場合には、市町村教育委員会と協議の上で県教育委員会が改正を行うものとする。

附則 この基準は、平成28年4月1日から適用する。